

農業者の皆さまへ

申請はお済ですか？

『玉川村農業資材価格等高騰対策 継続給付金』

新型コロナウイルス感染症拡大等により、農業資材価格の高騰の影響を受けている農業者に、給付金を支給します。
申請がまだお済でない方は、下記により手続きください。

1 補助対象者

以下の要件を全て満たし、今後も営農を継続する意思のある者

- 令和3年分税申告をした者のうち、農業収入がある者
又は、令和4年から営農を開始した認定農業者若しくは認定新規就農者
- 村内に住所を有する個人又は村内に主たる事業所を有する法人
- 村税等の滞納がないこと

2 給付金交付額

令和3年税申告において、農業に係る経費として申告した次の経費の合計額により、次のとおり交付します。

対象経費	率	計算式	給付金
①肥料費 ②農具費 ③農薬衛生費 ④材料費 ⑤動力光熱費 の合計	1/10	対象経費合計×1/10	計算式で算出した額 (1,000円未満切捨て) <u>※上限額10万円</u>

令和4年から営農を開始した者は、令和4年分税申告にて申告した上記経費を対象とします。

3 提出期限 令和5年2月17日(金)まで
(郵送可。当日消印有効)

4 提出場所 玉川村役場 産業振興課

裏面へつづく

5 提出書類

①令和3年分税申告書類

〈青色申告の場合〉 令和3年分所得税青色申告決算書(農業所得用)のコピー

〈白色申告の場合〉 令和3年分収支内訳書(農業所得用)のコピー

②玉川村農業資材価格等高騰対策継続給付金交付申請書兼請求書(様式1号)

(様式は産業振興課に設置の他、HPにも掲載しています。)

③振込先口座の通帳のコピー

※ 上記の他、「印鑑」をご持参ください。

※ その他必要に応じて書類の追加をお願いする場合があります。

申請にあたり、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

[お問合せ先]

玉川村役場 産業振興課

Tel0247-57-4627

〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9